

## 51—04 P U D T

### 無効審判の請求の対象、無効事由

#### 1. 審判請求の対象

無効審判の請求の対象は、行政処分としての一つの特許（登録）処分である（特 § 123①、実 § 37①、平 23 附 § 19 旧実 § 37①、意 § 48①、商 § 46①、§ 68④）。

- (1) 特許・実用新案登録において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに無効審判を請求することができる。
- (2) 商標登録において、指定商品、役務が二以上のものについては、指定商品、役務ごとに無効審判を請求することができる。
- (3) 昭和 62 年 12 月 31 日までの出願に係る特許において、二以上の発明に係るものについては、発明ごとに無効審判を請求することができる。実施態様項のみについて請求してきたときは、その項を含む発明についての無効審判の請求に補正させる（→51—07 の 2. (2)）。

#### 2. 無効事由

無効事由は、権利を無効とする理由及び事実である。その理由は、法定（特 § 123①、実 § 37①、平 23 附 § 19 旧実 § 37①、意 § 48①、商 § 46①、§ 68④）のものに限られ、これ以外のものを理由として無効審判を請求することができない。いわゆる例示的列挙規定ではなく、制限列挙規定である。これには、一度、対世的に排他的独占権としての権利を設定した以上、権利者の権利義務の変動効果を生じさせるには、法律の根拠を必要とするという原則（行政法における法律留保の原則）が働いている。

#### 3. 無効理由

無効の理由は、拒絶の理由とほぼ同じであるが、一部相違する。

## (1) 特許、実用新案

## ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

(ア)出願の単一性違反（特 § 37、実 § 6）

(イ)特許請求の範囲の省令違反（特 § 36⑥四、実 § 5⑥四）

## イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

(ア)特許がされた後において、その特許権者が特 § 25 の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反することとなったとき（後発的理由）（特 § 123①七、実 § 37①六）。

(イ)平成 7 年 7 月 1 日以降の外国語書面出願に係る特許について、訂正審判または無効審判の手続中の訂正請求によって行われた訂正により、外国語書面に記載された事項の範囲内でない新規な事項を追加し、当該訂正が不適法なものとなるとき（特 § 126②）。

(ウ)平成 7 年 7 月 1 日以降に出願された外国語国際特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲及び図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき（特 § 184 の 12②、実 § 48 の 14）。

(エ)平成 7 年 6 月 30 日以前に出願された外国語国際特許出願に係る特許が、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の出願翻訳文又は国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載されている発明以外の発明についてされたとき（外国語国際特許出願固有の無効理由（旧特 § 184 の 15①、旧実 § 48 の 12①））。

(オ)平成 6 年 1 月 1 日以降に請求された訂正審判又は無効審判の手続中の訂正請求によって行われた訂正が不適法なものであるとき（特 § 123①八、平 5 附 § 2⑤、平 23 附 § 19 旧実 § 37①二の二、旧実 § 39①、平 5 附 § 4①）。

(カ)平成 17 年 4 月 1 日以降に出願された実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が、実 § 14 の 2②～④の規定に違反してされたとき（実 § 37①七）。

なお、平成 7 年 7 月 1 日以降の外国語書面出願（外国語国際特許出願）について、出願時に提出した外国語書面には記載されていたが、翻訳文に記

載されていなかった事項が特許出願中に誤訳訂正書によらず手続補正書により補正された場合（いわゆる翻訳文新規事項）は、形式的な瑕疵と考えられ、これを理由に無効とすることは酷であるとの観点から、無効理由とはされていない（特 § 123①一、特 § 184 の 18）。

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は訂正の要件（特 § 126、134②）を満たす必要がある（→51—11 の 1. (2)イ）ので、無効理由となった新規事項は、訂正により削除することができない場合がある。

## (2) 意匠

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一意匠一出願（意 § 7）、組物（意 § 9）、関連意匠（意 § 10①）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（意 § 48①四）

## (3) 商標

ア 拒絶理由であるが無効理由でないもの

一商標一出願（商 § 6①②）

イ 拒絶理由でないが無効理由であるもの

後発的理由（商 § 46①五、六、七、無権利者登録（商 § 46①四）、先願（商 § 8①）

## 4. 無効事由存否判断の基準時

無効事由の存否について、いつの時点における法律及び事実状態に照らして判断すべきかという問題があり、これは、無効理由ごとに異なる。

特許・実用新案では通常、出願時、意匠では通常、出願時、商標では通常、登録時であるが、例えば、特 § 123①七、実 § 37①六、意 § 48①四、商 § 46①四の後発的無効理由のように、特許（登録）がされた後において、無効理由を有することとなったときにおける判断時点は、後発的無効理由に該当するに至った時である。

## 5. 新実用新案における基礎的要件の審査との関係

新実用新案の無効理由（実 § 37①）と基礎的要件（実 § 6 の 2、§ 14 の 3）

は、独立した要件であるが、基礎的要件を満たさない登録実用新案は、考案の単一性（実 § 6）不備及び請求項が省令で定めるところにより記載（実 § 5⑥四）されていないことを除き、無効理由を有することになる。

例えば、請求項が方法で記載されていることによる基礎的要件の不備は、実 § 3 柱書違反の無効理由になり、明細書等の記載が著しく不明確であることによる基礎的要件の不備は、実 § 5 違反（明細書等の記載不備）の無効理由となる。

（参考）基礎的要件

- (1) 考案が、物品の形状、構造又は組み合わせに係るものであること（実 § 6 の 2 一）、
- (2) 考案が、公序良俗に反するものでないこと（実 § 6 の 2 二）、
- (3) 考案の単一性を満たしていること（実 § 6 の 2 三）、
- (4) 請求項が経済産業省令で定めるところにより記載されていること（実 § 6 の 2 三）
- (5) 明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されており、かつ、その記載が著しく不明確でないものであること（実 § 6 の 2 四）

（参考）商標における除斥期間（→51—06）

## 特許、新実用新案登録無効審判における無効理由一覧

新規事項の追加 (特 § 123①一) (実 § 37①一)	出願明細書等の補正が、特 § 17 の 2③、実 § 2 の 2②に違反して新規事項を追加するものであったにもかかわらず特許が与えられたこと
外国人の権利能力違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 25、実 § 2 の 5③に違反して、権利を享有できない外国人に対して特許が付与されたこと
非発明 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 2①及び § 29①でいう発明、実 § 2①及び § 3①でいう考案でないものに対して特許が与えられたこと
産業上利用可能性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29①、実 § 3①の産業上利用可能性の要件を満たさないものに対して特許が与えられたこと
新規性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29①、実 § 3①に規定する新規性を欠如する発明に対して特許が与えられたこと
進歩性違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29②、実 § 3②に規定する進歩性を欠如する発明に対して特許が与えられたこと
拡大先願 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 29 の 2、実 § 3 の 2 に規定する後に公開された先願に記載された発明と同一の後願発明に対して特許が与えられたこと
公序良俗違反 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 32、実 § 4 に規定する公序良俗等に反する発明に特許が与えられたこと
共同出願要件違反 ※ (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特許を受ける権利を共有する発明については共同出願しなければならない旨の特 § 38、実 § 11①の規定に反して特許が与えられたこと
後願特許 (特 § 123①二) (実 § 37①二)	特 § 39①～④、実 § 7①～③の後願排除等の規定に反して特許が与えられたこと
条約違反 (特 § 123①三) (実 § 37①二)	条約に違反して特許が与えられたこと
明細書の記載要件違反 (特 § 123①四) (実 § 37①四)	特 § 36④一、実 § 5④に規定する明細書の記載要件を満たさないものに対して特許が与えられたこと

特許請求の範囲の記載要件違反 (特 § 123①四) (実 § 37①四)	特 § 36⑥一～三、実 § 5⑥一～三に規定する特許請求の範囲の記載要件を満たさないものに対して特許が与えられたこと
原文新規事項 (特 § 123①五)	外国語書面に新規事項を加えた外国語書面出願に対して特許が与えられたこと
冒認出願 ※ (特 § 123①六) (実 § 37①五)	特許を受ける権利を有しない者の出願に対して特許が与えられたこと
後発的無効理由 (特 § 123①七) (実 § 37①六)	特許付与後に事後的に、上記の「外国人の権利能力欠如」又は「条約違反」の特許になったこと
不適法訂正 (特 § 123①八) (実 § 37①七)	特許に対して特 § 126、§ 134 の 2、実 § 14 の 2 に規定する訂正要件を満たさない訂正がされたこと

※ 権利帰属に係る無効理由については、特許法第 74 条第 1 項の規定による請求に基づき、特許権の移転の登録があった時は無効理由から除かれる。

(注) 旧実用新案についての無効理由は、平 23 附 § 19②実 § 37 を参照。

## 意匠登録無効審判における無効理由一覧

無効理由	適用条文
意匠登録要件違反 (第3条, 第3条の2)	意 § 48①一
不登録事由違反 (第5条)	意 § 48①一
先願違反 (第9条第1項, 第2項)	意 § 48①一
意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する 意匠 (第10条第3項)	意 § 48①一
共同出願違反 (第15条第1項で準用する特許法第38条)	意 § 48①一
外国人の権利享有違反 (第68条第3項で準用する特許法第25条)	意 § 48①一
条約違反	意 § 48①二
無権利者登録	意 § 48①三
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	意 § 48①四

## 商標登録無効審判における無効理由一覧

無効理由	適用条文	除斥期間(商 § 47) (注1)
商標登録要件違反 (商 § 3)	商 § 46①一	○
不登録事由違反 (商 § 4①)	商 § 46①一	○ (第 8 号, 第 10 号, 第 11 号~第 15 号, 第 17 号)(注 2)
地域団体商標登録要件違反 (商 § 7 の 2①)	商 § 46①一	○
先願違反 (商 § 8 条①, ②, ⑤)	商 § 46①一	○
登録取消における再登録禁止違反 (商 § 51②、§ 52 の 2②、§ 53②)	商 § 46①一	×
外国人の権利享有違反 (商 § 77③で準用する特 § 25)	商 § 46①一	×
条約違反	商 § 46①二	×
5条5項の要件違反	商 § 46①三	×
無権利者登録	商 § 46①四	○
後発的外国人の権利享有違反・条約違反	商 § 46①五	×
後発的不登録事由違反 (商 § 4 ① 一~三, 五, 七, 十六)	商 § 46①六	×
後発的地域団体商標要件違反	商 § 46①七	×
防護標章登録要件違反 (商 § 64)	商 § 68④	×

注 1：○印は、商標権の設定登録の日から 5 年を経過した後は請求することができないもの。

注 2：第 4 条第 1 項第 10 号及び第 17 号については不正競争の目的で商標登録を受けた場合、  
及び第 15 号については不正の目的で商標登録を受けた場合は、この限りではない。

(改訂 H27. 10)